

質問に対する回答について

工事名) 東北自動車道 R 6 福島管内橋梁補修設計

質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	<p>維持修繕設計上部工 A と上部工 B の設計区分と対象損傷個所について</p> <p>設計内容では、<u>上部工 A は基本となる設計、上部工 B は上部工 A を準用</u>とあります。例えば安達太良川橋では、上部工 A の変状箇所が下り線^上フランジの変状のみであり、上部工 B の変状箇所が上り線ウェブ、下フランジ、垂直補剛材、下り線のウェブ、上フランジ、下フランジ、垂直補剛材、対傾構となっています。</p> <p>上部工 A を実施しない上り線ウェブ、下フランジ、垂直補剛材、対傾構については準用とする設計が無いので上部工 A となるのではないのでしょうか。</p>	<p>各橋梁ごとではなく、上フランジ、対傾構、下フランジ（ウェブ含む）それぞれで基本となる補修設計を上部工 A とし、準用するものを上部工 B としております。準用に該当しない場合は、別途協議します。特記仕様書 2-3-1 に示すとおりお考え下さい。</p>
2	<p>上部工 A の設計がある対象橋梁は、安達太良川橋下り線、濁川橋 A1-P1 のみとなっています。橋梁毎、主桁毎に断面寸法（フランジ、ウェブの幅、厚）が異なり 3) に示される設計計算を実施する場合は橋毎に上部工 A が必要になると考えますが如何でしょうか。</p>	<p>上記番号 1 への回答と同様です。</p>
3	<p>原瀬川橋下り線 A1-P1 では、損傷箇所がウェブ、上フランジ、下フランジで数量が 4 箇所となっています。ウェブが 1 箇所とすれば、上フランジ 2 か所、下フランジが 1 箇所といった解釈でよろしいでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおりです。</p>
4	<p>「上部工の施工を正確かつ能率よく施工するに必要なすべての設計計算を行うものとする。」とありますが、「すべての設計計算」には既設橋損傷個所の応力状態把握のため、上部工の復元設計（損傷個所のフランジ等の現況応力度算出）を含むものでしょうか。あるいは、損傷した部材の断面積確保等のための計算でよいのでしょうか。</p>	<p>損傷した部材の断面積確保等のための計算となります。</p>
5	<p>詳細設計図一覧表に「主要部材の許容応力度及び・・・」とありますが、上記質問の現況応力度に対する許容応力度のように受け取れます。一般的には使用材質程度と考えますが、許容応力度の記載を指定された趣旨をご教示ください。</p>	<p>使用材質程度とお考え下さい。</p>

6	<p>上部工 A、B ともに補修図の出力時の縮尺が 250 または 500 となっています。鋼橋の詳細図面は 1/30～1/50（出力時 1/60～1/100）程度で作画し、1/250 では記載不可能と考えます。想定図面枚数は縮尺によって大きく異なりますが、出力時 1/60～1/100 として見積作としてよろしいでしょうか。</p>	<p>特記仕様書 2-3-2 に示すとおりお考え下さい。</p>
---	---	----------------------------------